

特定間伐等促進計画（変更）

青森県十和田市

令和6年 6月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、74,200ha（年平均7,420ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10カ年で5,650ha（年間平均565ha）の間伐を行うことを、本十和田市特定間伐等促進計画の目標とする。

また、主伐後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地形図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する（市町村管内図等の使用も可）。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に則して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する。

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

持続可能な森林経営を確立し森林の多面的機能を十全に発揮させるため、森林組合等により面的まとまりを持った森林経営計画を作成し、森林の所有の小規模零細性を克服しながら、効率的な森林施業を推進する。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林所有者に対する施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示するなど、森林所有者等の合意形成を図りながら、複数の森林所有者等の施業をまとめる集約化施業を推進する。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道を適切に組み合わせ、導入が進んでいる高性能林業機械を効果的に活用できる路網の整備を推進する。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

導入が進んでいる高性能林業機械等を活用し、集約化施業、路網の整備と一体となった森林施業を推進することにより、低コストで高効率な作業システムの構築を図る。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

森林所有者等の負担軽減を図り、採算性の向上に資するよう、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成を進めることにより間伐材の有効活用に努める。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

木材の流通事業者等と連携し、適時適切な情報収集及び提供を図り、間伐材を安定的に供給する体制を構築する。

7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

県と連携しながら、間伐や路網作設等に関する研修会等に係る情報提供を図り、現場技能者等の技能・技術の向上に努める。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

県の林業普及指導員等と連携しながら、間伐や路網作設等を適切に実施できる現場技能者等の育成に努める。